

## ぐんま文化芸術活動バックアップセンター紹介アーティスト取扱要領

(目的)

第1条 この要領は「文化芸術活動バックアップセンター」実施要綱に基づき、公益財団法人群馬県教育文化事業団（以下「事業団」という。）が、県内で文化芸術活動しているアーティストの情報を収集・公開することにより、市町村・文化施設・学校・企業等とアーティストのマッチングを行うことで、アーティストの活動の場の拡大や交流を促進し、県内の文化芸術活動及び地域の活性化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(紹介アーティストの登録)

第2条 ぐんま文化芸術活動バックアップセンターに登録できる者は、次の条件をすべて満たす個人または団体とする。

- (1) 群馬県出身者・群馬県在住・通勤（通学）者（過去に在住・通勤（通学）を含む）、群馬県内に活動拠点を有する者のいずれかであること（団体の場合は、該当条件を満たす者がメンバーに含まれること）
- (2) 文化芸術活動を行う者であること
- (3) 過去3年以内に活動の実績があること
- (4) 登録内容に虚偽がないこと
- (5) 活動目的が政治的又は宗教的思想の普及・啓発ではないこと
- (6) 活動により、法令・公序良俗に反することや犯罪行為を誘発するおそれがないこと
- (7) 青少年の健全な育成を阻害するおそれがないこと
- (8) 暴力団及びこれに準じる団体に関わっていないこと

2 登録を希望する者は、事業団が所管するぐんま文化芸術活動バックアップセンターのWEBサイト（以下「バックアップセンターWEBサイト」という。）（<https://www.gecbackup.jp>）上の所定の電子フォームまたは、「ぐんま文化芸術活動バックアップセンター紹介アーティスト登録申請書」（様式第1号）により登録の申請を行わなければならない。なお、登録の申請にあたっては、過去3年以内の活動実績を併せて事業団に提出するものとする。

3 事業団理事長は、アーティストから提出された申請内容を確認し、適当であると認めた場合は、ぐんま文化芸術活動バックアップセンター紹介アーティスト（以下「アーティスト」という。）一覧に登録する。

4 アーティストの募集・追加は随時行うものとする。

5 登録及び登録の変更・削除は無料とする。

(登録情報の活用)

第3条 登録情報は、事業団、文化芸術活動を行う者及び文化芸術の鑑賞を希望する者が共有し、文化芸術に関わる事業の企画等のため活用するものとする。

2 登録情報のうち公開情報は、バックアップセンターwebサイトに掲載する。

3 バックアップセンターwebサイトの問い合わせフォーム又は電話等により、アーティストに関する公演依頼等の問合せがあった場合は、アーティストに確認の上、非公開情報（住所・電話番号等）を提供するときがある。

なお、公演依頼等の交渉等については、アーティスト等と依頼者の間で直接行うこととする。

(登録情報の変更)

第4条 アーティストは、当該登録情報に変更が生じた場合は、「ぐんま文化芸術活動バックアップセンター紹介アーティスト登録変更届」（様式第2号）を事業団に提出するものとする。

（登録の抹消）

第5条 アーティストから「ぐんま文化芸術活動バックアップセンター紹介アーティスト登録抹消申請書」（様式第3号）（以下「登録抹消申請書」という。）の提出があった場合は、事業団理事長は当該登録情報を抹消するものとする。

2 前項に規定するもののほか、事業団理事長は次の各号のいずれかに該当する登録者について、その登録を抹消することができる。

- (1) 第2条第1項に規定する登録条件を満たさなくなったと認められる場合
- (2) 偽りその他不正な手段によって登録が行われたと認められる場合
- (3) 正当な理由がなく長期にわたり活動実績が認められなかった場合
- (4) その他事業団理事長が抹消することが適当であると認めた場合

3 アーティストは活動の休止または登録団体の解散等により、長期にわたり活動が継続できない場合は、登録抹消申請書をすみやかに提出しなければならない。

（個人情報の取扱い）

第6条 登録された個人情報について、本事業の目的以外での使用は行わないものとする。

（責任の制限）

第7条 登録情報の活用により、当事者間及び第三者との間に紛争を生じ損害の賠償または損失の補償等の問題が生じた場合でも、事業団は一切の責任を負わない。

（その他）

第8条 この規定の定めるもののほか、必要な事項は事業団理事長が定めるものとする。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日から施行する。